

農業公社事業について

令和8年5月13日(水)

公益社団法人 佐賀県農業公社

農業公社事業について

◆農地中間管理事業・農地売買特例事業（農地中間管理機構事業）

貸借・売買による農地の担い手への集積・集約による農地の効率的利用を促進

◆就農支援

青年農業者の育成・確保の一環として新規就農者の相談・支援

◆園芸団地整備・運営

県が進めている「さが園芸生産888億円推進運動」を加速するため、リース方式によるハウス団地の整備運営

◆特定鉱害復旧

炭鉱跡地の浅所陥没復旧

などに取り組むことで、佐賀県農業の健全な発展に寄与している

農地中間管理機構の事業について

「公益社団法人佐賀県農業公社」は、平成26年3月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、同年4月に「農地中間管理機構」に指定。

農地中間管理機構は、全都道府県に設置された農地の中間的受け皿。



(1) 農地中間管理事業

- ・農地の貸借により、地域農業の担い手に農地の集積・集約化を行う国の制度。
- ・出し手（地権者）の農地を機構が借りて、受け手（耕作者）へ貸す仕組み。

※農地の貸借の間に農地中間管理機構が入るため、農地中間管理機構が賃借料の受払いを行うことなどが特長です。

(2) 農地中間管理機構の特例事業

《農地売買等事業》

- ・農用地等を機構が買い入れて、当該農用地等を売り渡す事業。
- ・農業委員や最適化推進委員及び農業委員会の調整で「あっせん」が成立した農地を売買する。

売渡者の農地を公社が一旦買入（所有権を取得）し、その後買受者に売り渡す事業。

（所有権を移転する事業）

Ⅰ 農業経営基盤強化促進法等の一部改正について

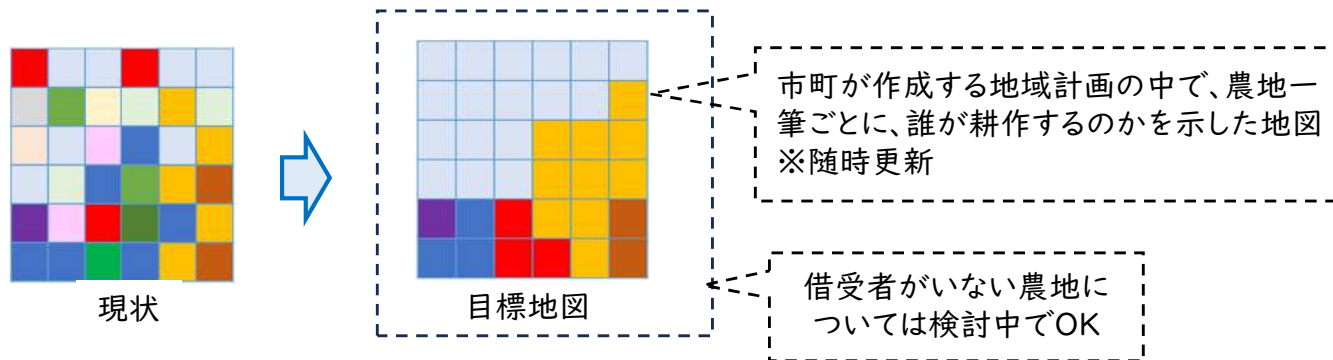
(Ⅰ) 主な改正内容

「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化

- ・「人・農地プラン」が「地域計画」と名称を変えて基盤法に位置付け
- ・市町が地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を定める。
- ・地域計画の策定にあたって新たに10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を作成する。

地域計画とは

⇒地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（目標とする農地利用の姿を示した地図）等を定めたもの



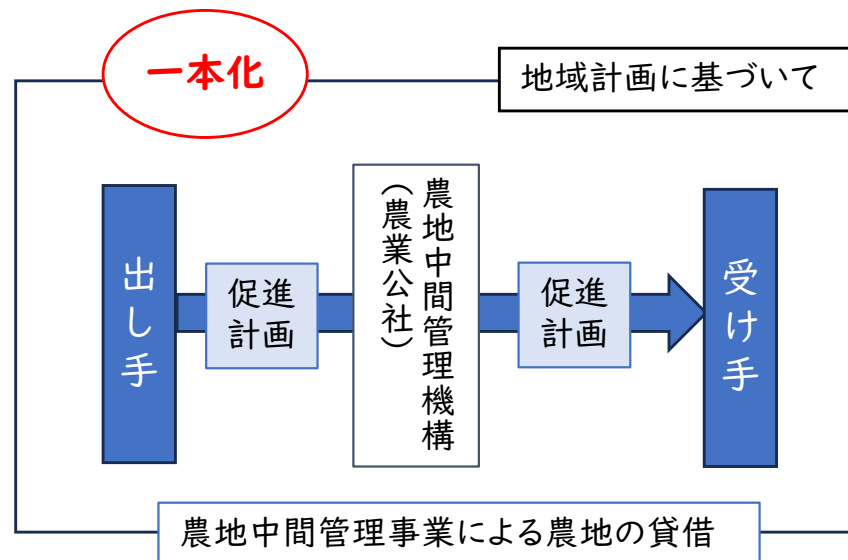
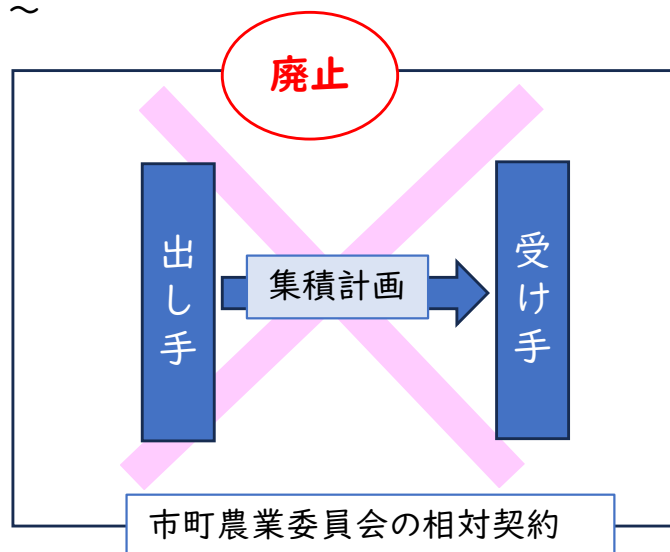
農地の貸借は農地中間管理事業に一本化

- ・令和7年4月以降もしくは地域計画を策定・公告後の農地の貸し借りは、市町計画による相対の農地の貸借ができなくなります。
- ・利用権設定されている農地は、終期を迎えるまでその権利は継続されます。
- ・R7年4月以降に終期を迎えた契約更新・新たな契約から、農地中間管理事業の貸し借りに一本化されます。

農地の貸借の一本化とは？

地域計画策定後（令和7年4月以降）は、この地域計画に基づいた貸借となるため、市町農業委員会での相対契約ができなくなり、農地中間管理事業による農地の貸借に一本化されます。

R7.4.1～



令和7年度からは各地域で策定された地域計画の達成に向け、農地の権利移動は、**原則農地バンク経由**となりました。



市町
市町農業委員会

連携

農業公社
（農地中間管理機構）

※地域計画に基づいて、全ての農地の貸し借りを実施

※業務委託契約に基づいて市町農業委員会で窓口・受付業務をお願いします。

(2) 法改正後の農地の主な貸借手続きについて

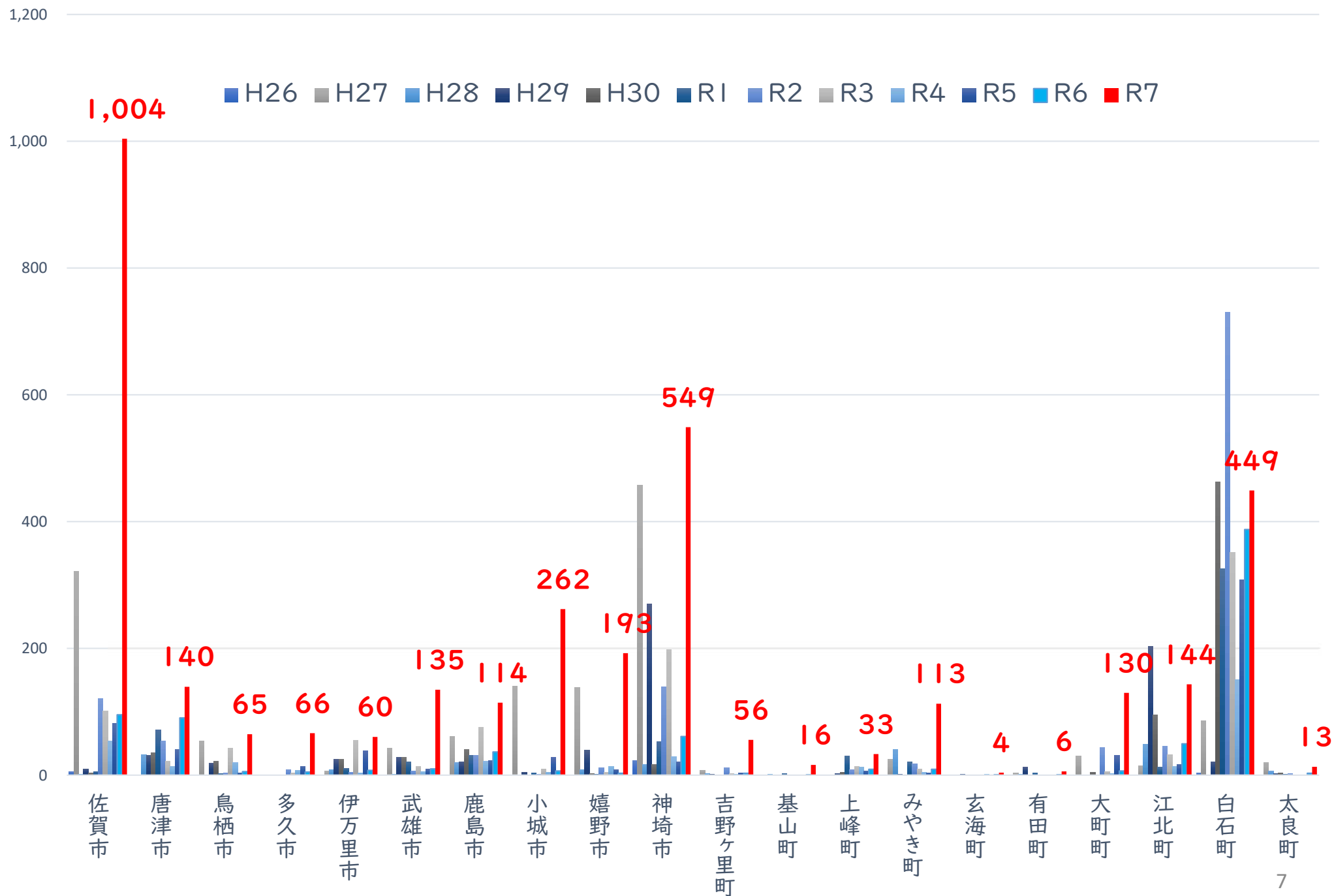
法律	貸借の形態	貸借の特徴	R7.4.1以降
農地法 (S27～) 目的: 耕作者の地位安定、食料の供給安定を確保する。	出し手 ⇔ 受け手	・借り手の管理保護の観点から、出し手が農地を貸しにくい制度 ・貸借期間が自動更新する。 <u>※農地の流動化が進みにくい制度</u>	 貸借可能
農業経営基盤強化促進法 (S55～) 目的: 担い手の目標を明らかにし、農地集積・経営の合理化を進め、農業の健全な発展を目指す。	出し手 ⇔ 受け手 (相対)	・担い手の育成(農地集積・集約)に重点をおいた制度であり、農地法に比べて、出し手が安心して農地を貸しやすい制度 ・貸借期間が終われば利用権が戻る。 <u>※農地の流動化が進みやすい制度</u>	 貸借不可
農地中間管理事業の推進に関する法律 (H25～) 目的: 経営の規模拡大、農地の集団化、農地利用の効率化・高度化による生産性向上を図る。	出し手 ⇒ 機構 ⇒ 受け手 出し手 ⇒ 機構 機構 ⇒ 受け手	・基盤法と同様、出し手が農地を貸しやすい制度・受け手同士の利用権の交換が容易。 ・ <u>基盤法の相対に比べると、権利設定に時間を要する。</u> ・貸借期間が終われば利用権が戻る。 ・賃料は公社が、一括徴収し、個別に支払う。 <u>※農地の流動化が進む制度</u>	 貸借可

《経過措置》

令和5年4月1日～令和7年3月31日又は地域計画公告前まで

①農業経営基盤強化促進法(市町集積計画)、②農地中間管理事業の推進に関する法律(集積計画一括方式)での利用権設定は可能でした。

【参考】 令和8年度 農地中間管理事業市町別貸付実績



2 令和8年度からの農地中間管理事業推進体制の見直しについて

(1) 農地の貸借手続きの受付については、全市町及びJAさがとの業務委託による対応となります。

令和8年度を、農地集積・集約化の新しい推進体制「元年」と位置付け、市町、JA、県、土地改良連合会など関係者の皆さんとしっかりと連携し、「地域計画の充実・実現」を支援していくこととしています。

農地中間管理事業については、全ての市町で業務委託を引き受けていただくこととなり、県下統一した仕組みで農地中間管理事業を運用していくこととなりました。

《委託業務の主な内容》

- ①各種書類（権利設定・変更・解約書類 等）の作成・取得（受付含む）
- ②農用地利用集積等促進計画案の作成
- ③口座情報に関する書類の収集・提出
- ④中間管理の更新時のデータ確認・意向確認書の受理・押印作業（受付含む）

(2) 農業公社の新たな推進体制

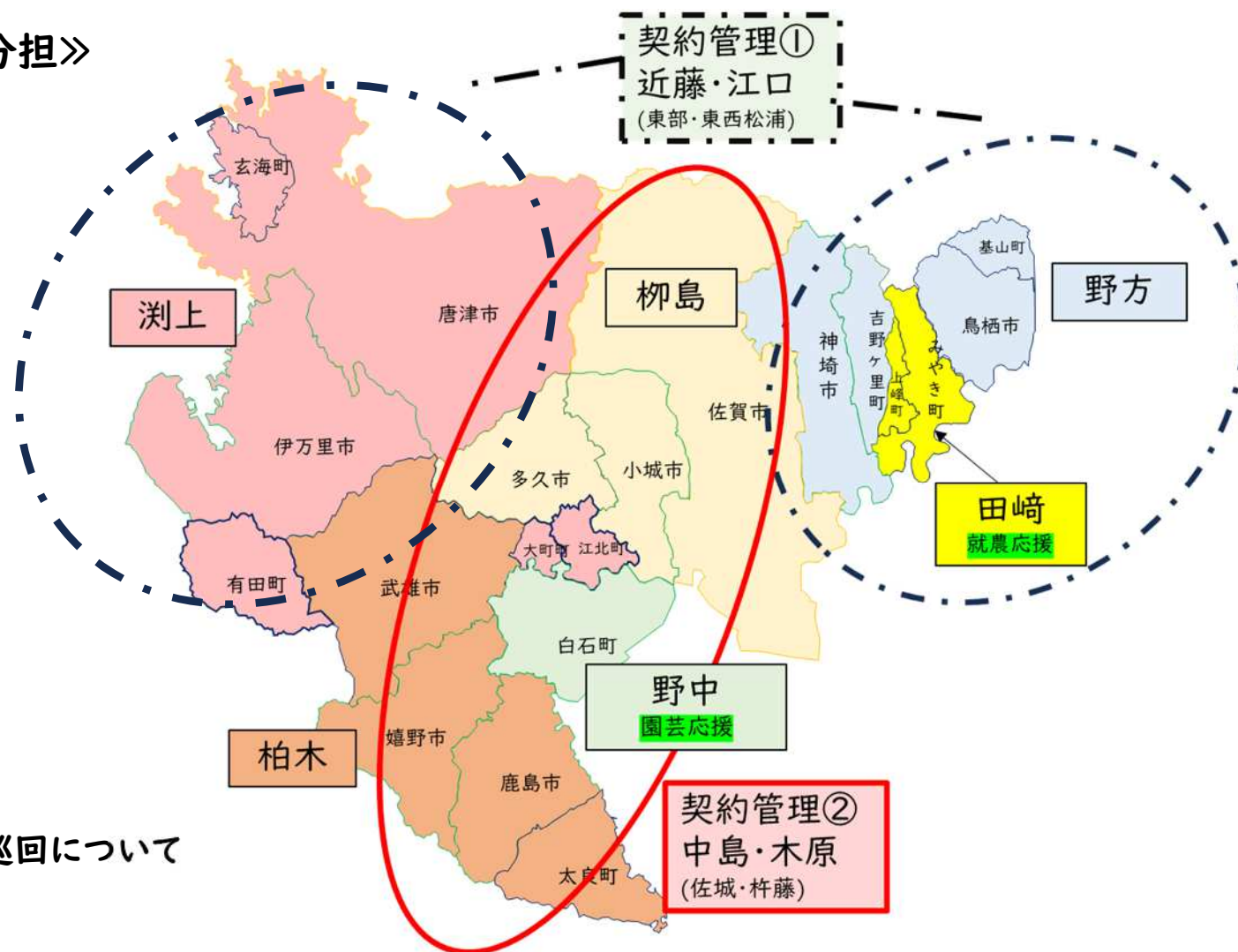
<農地中間管理 〔推進担当〕〔契約管理担当〕エリア一覧>

鍵山 専務理事	喜多 総務就農 支援部長	法人会計経理担当 園芸団地整備・運営担当 就農支援・相談担当	兵動（総務課長） 栗野（次長） 野中 岩松 田崎（次長）
	松永 農地集積 推進部長	農地中間管理 〔企画調整担当〕 〔推進担当〕 〔契約管理担当〕 〔システム管理担当〕 農地売買特例担当 特定鉱害復旧担当	西岡（次長）小柳（係長）宝蔵寺 松尾 入部 納富（課長） 重松 石橋（課長）

推進担当	柳島	柏木
担当市町	佐賀市 多久市 小城市	武雄市 鹿島市 嬉野市 太良町
契約管理担当	中島 木原	

推進担当	野方	田崎	野中	湊上
担当市町	鳥栖市 神埼市 吉野ヶ里 町 基山町	上峰町 みやき町	白石町 JA白石	唐津市 玄海町 伊万里市 有田町 大町町 江北町
契約管理担当	近藤 江口			

《令和8年度 推進員のエリア分担》



農地中間管理事業推進員による市町巡回について

【巡回時の業務内容】

- ① 農家から提出された契約関係書類のチェック・確認・回収業務
- ② 新システムに係る閲覧・帳票作成業務の支援・対応(新システム導入後)
- ③ 個別案件への対応

集落営農法人等の相談・利用権設定に対する協力、農地集約の為の利用権の変更業務、新規就農者・企業法人参入支援、所有者不明農地に対する相談・権利設定業務、その他の個別相談対応 など

4 農地中間管理事業の手続きについて

(1) スケジュール

項目	関係機関	日程	日程(翌月)
1 押印済み帳票提出【最終】	受け手・出し手→市町	令和8年4月20日 (各市町総会締日)	令和8年5月20日 (各市町総会締日)
2 システム入力表送付【最終】 (地域計画内外確認後)	市町・市町農業委員会→公社	令和8年4月30日	令和8年5月29日
3 市町農業委員会総会付議	市町農業委員会	令和8年5月初旬	令和8年6月初旬
4 市町農委総会から市町へ回答	市町農業委員会→市町	令和8年5月初旬	令和8年6月初旬
5 市町促進計画案提出	市町→公社	令和8年5月20日	令和8年6月19日
6 利害関係人の意見聴取	公社	令和8年5月20日～5月27日	令和8年6月18日～6月28日
7 公社審査会	公社	令和8年5月28日	令和8年6月28日
8 促進計画認可申請	公社→県	令和8年6月10日	令和8年7月10日
9 促進計画認可・公告	県	令和8年6月30日	令和8年7月31日
10 利用権設定成立(始期)		令和8年7月1日以降	令和8年8月1日以降

※推進員の巡回時(週1回程度)に、不足書類や記入内容を確認後必要書類を回収します。あわせて回収した推進員に渡した書類の内容のシステム入力表の提出をお願いします。

令和8年度スケジュール(案) ※簡易版

内容			日程	日程	日程	日程	日程	日程
1	押印帳票締切 農業委員会総会議案締切	20日 市町	令和8年3月19日	令和8年4月20日	令和8年5月20日	令和8年6月22日	令和8年7月21日	令和8年8月20日
2	システム入力表送付 ※地域計画内外確認後	30日 市町⇒公社		令和8年4月30日	令和8年5月29日	令和8年6月30日	令和8年7月31日	令和8年8月31日
3	農業委員会総会	初旬～中旬 市町	4月総会	5月総会	6月総会	7月総会	8月総会	9月総会
4	促進計画案提出	20日 市町⇒公社	令和8年4月20日	令和8年5月20日	令和8年6月22日	令和8年7月21日	令和8年8月20日	令和8年9月24日
5	公社審査会	28日頃 公社	令和8年4月28日	令和8年5月28日	令和8年6月26日	令和8年7月28日	令和8年8月28日	令和8年9月28日
6	県認可申請	10日 公社	令和8年5月11日	令和8年6月10日	令和8年7月10日	令和8年8月10日	令和8年9月10日	令和8年10月13日
7	県認可予定日	月末 県	令和8年5月29日	令和8年6月30日	令和8年7月31日	令和8年8月31日	令和8年9月30日	令和8年10月30日
8	始期		6月始期	7月始期	8月始期	9月始期	10月始期	11月始期

内容			日程	日程	日程	日程	日程	日程
1	押印帳票締切 農業委員会総会議案締切	20日 市町	令和8年9月18日	令和8年10月20日	令和8年11月20日	令和8年12月18日	令和9年1月20日	令和9年2月22日
2	システム入力表送付 ※地域計画内外確認後	30日 市町⇒公社	令和8年9月30日	令和8年10月30日	令和8年11月30日	令和8年12月28日	令和9年1月29日	令和9年2月26日
3	農業委員会総会	市町別 市町	10月総会	11月総会	12月総会	1月総会	2月総会	3月総会
4	促進計画案提出	20日 市町⇒公社	令和8年10月20日	令和8年11月20日	令和8年12月21日	令和9年1月20日	令和9年2月20日	令和9年3月23日
5	公社審査会	28日 公社	令和8年10月28日	令和8年11月27日	令和8年12月25日	令和9年1月28日	令和9年2月26日	令和9年3月26日
6	県認可申請	10日 公社	令和8年11月10日	令和8年12月10日	令和9年1月12日	令和9年2月10日	令和8年3月10日	令和9年4月12日
7	県認可	月末 県	令和8年11月30日	令和8年12月28日	令和9年1月29日	令和9年2月26日	令和8年3月31日	令和9年4月30日
8	始期		12月始期	1月始期	2月始期	3月始期	4月始期	5月始期

(2) 手続き上の留意点

① 貸借について

○期間…下限3年以上

○権利の種類…賃借権(金納・物納)、使用貸借など

○申出人…農地の所有者 ※未相続・共有名義農地は、権利の過半の同意が必要

※農地所在の市町以外に居住の場合、住民票・運転免許証の写しなど住所の確認ができるものが必要

② 賃料の取扱いについて

○賃料徴収・支払日

【受け手】

12月10日県内JAの指定口座から振替。※県内JA以外の場合は、公社口座へ振込(振込手数料は受け手負担)

※口座振替は、12月10日のみ。(再振替なし)

【出し手】

12月25日指定口座に振込。※振込口座は、JA以外も可能。ただし、JA以外の場合は通帳の写しが必要

○各筆の賃料…各筆の借賃年額は、100円未満を切捨てとする。

○当年賃料対象…10月1日始期までが当年徴収・支払いの対象。10月2日以降は翌年からの賃料取扱い

○賃料の変更…当年の賃料を変更する場合は、9月末日までに変更届の提出が必要

○解約による賃料の徴収・支払い中止…解約による当年の賃料を中止する場合は、9月末までに双方合意の上、解約が必要。

③ 物納について

○物納受領書の提出については、令和7年度以降廃止とします。物納については、出し手と受け手との間で直接行い、受渡の確認については両者の責任で行うこととします。物納の場合の同意書は公社必要書類ではありません。

④ 手数料について

《手数料を徴収する理由》

・令和7年度以降の農地の貸し借りは、農地中間管理事業に一本化されることから、取扱面積・賃料受払等の業務が年々増加し、数年後には3～4倍の業務量になることが予想されます。

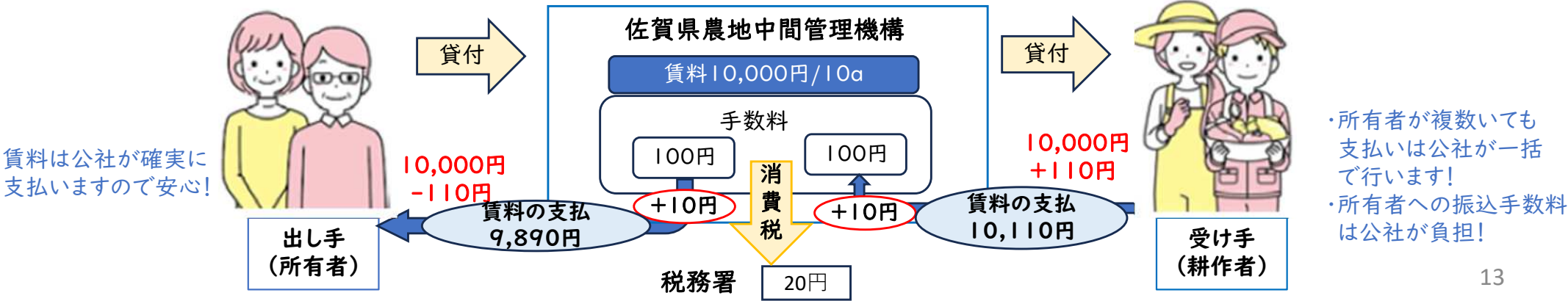
これまで農業公社では、業務の効率化などに取り組み、少ない予算と職員数で業務を行ってきましたが、この度の農地中間管理事業への一本化により、現在の予算と職員数では、令和7年度以降の業務を適切に行っていくことは困難な状況です。

つきましては、農地中間管理事業を将来に向けて持続的・安定的にご利用いただけるよう、利用者の皆様に一部負担をお願いすることといたしました。

《手数料の概要》

対象者	対象となる契約	納付時期・方法	手数料率	対象となる権利
出し手 (所有者)	令和7年4月1日以降に県公告で権利設定される ・満期再契約(更新) ・新規契約 が対象となります。	毎年12月25日の賃料振込時に、賃料から手数料を差し引いて支払います。	出し手・受け手双方からそれぞれ 毎年賃料の1% + 手数料に係る消費税及び地方消費税の合計額を、手数料の外税として徴収します。 <u>※受け手からの手数料は、50,000円(税抜)を上限とします。</u>	賃借権 (賃料が発生する権利) ★使用貸借 (賃料が発生しない権利)の場合、手数料は発生しません。
受け手 (耕作者)	★R7.3.31以前に権利設定(公告)したものは対象外です。 ★実際の納付は令和7年12月からです。	毎年12月10日の賃料徴収時に、賃料に手数料を上乗せして納入していただきます。		

《手数料徴収イメージ》 [賃料が年間10,000円/10aの場合⇒手数料100円+消費税10円]



5 今後の新たな取り組み

市町相対との一本化にともなうデータ量の急増に対応するため、クラウドを活用したシステム移行を行うこととしています。

《新システム導入のねらい》

- ①地域計画の実現に向けた効率的な農地の貸借
- ②リアルタイムの情報閲覧
- ③セキュリティ対策

(1) 取り組みの経過

令和8年1月28日（水）農地中間管理事業の新システム導入に係る市町担当者説明会を開催し、新たな事務手続きのイメージと導入する新システムの説明を行い、導入についての課題の共有を図った。

【株式会社ムーブ】

(2) 今後の対応

公社での試験運用をもって操作環境を整えていく。

その後、本格化稼働へ向けた説明会を開催するなどし、1月からの本格稼働をめざす。

本格稼働後は、推進員を中心に新システムを活用した業務への支援を行う